

Q すぐも 市議会だより

第94号

■ 編 集 議会だより編集委員会 ■ 発 行 宿 毛 市 議 会

定例会の概要

第四回定例会は、平成三十年十二月四日に開会し、十六日間の会期で十二月十九日に閉会しました。

市長から提出された議案は、人事議案一件、「平成三十年度一般会計補正予算」など予算議案九件、「宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例」など条例議案四件、「指定管理者の指定」のその他の議案一件の合計十五議案で、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

また、第三回定例会で予算決算常任委員会に付託し、継続審査となっていた平成二十九年度各決算認定議案については、改善すべき事項について意見を付したうえでいずれも認定されました。

市政に対する一般質問は、十日、十一日、十二日に行われ、九人の議員が質問にたちました。また、十二日には議案に対する質疑が行われました。請願・陳情のうち「宿毛市道高砂団地2号線の北仲に関する請願」は採択、「待機児童

解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情」は趣旨採択となりました。また、議会最終日には議員から「川田栄子議員に対する問責決議」が提出され審議の結果、原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計（議案第二号）

今回の補正予算は、総額で二十五億三千三百三十九万二千円が増額補正され、累計で百四十九億九千二百二十七万七千円となりました。

（歳出の主なもの）

○ふるさと寄附金事業関連経費

……二億四千二百三十四万円

○小学校空調機設置事業

一億三千二百五十七万六千円

○小・中学校ブロック塀対策工事費

……三千百五十万円

○7月豪雨災害復旧費

十九億八千二百二十五万円

第四回（十二月）定例会日程

12月4日（火）	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
5日（水）	休会	議案等精査
6日（木）	休会	議案等精査
7日（金）	休会	議案等精査
8日（土）	休会	
9日（日）	休会	
10日（月）	本会議	一般質問
11日（火）	本会議	一般質問
12日（水）	本会議	一般質問、議案質疑
13日（木）	休会	委員会審査
14日（金）	休会	委員会審査
15日（土）	休会	
16日（日）	休会	
17日（月）	休会	
18日（火）	休会	委員会審査 委員長報告、質疑
19日（水）	本会議	討論、表決、閉会



条例

◎議案第十一号「宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例」

宿毛市庁舎建設審議会の庶務の担当課を総務課から都市建設課へ変更するものです。

◎議案第十二号「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例」

現在、停留所となっている「JA高知はた宿毛支所」が組織再編により、「JA高知県宿毛支所」へと名称が変更されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第十三号「宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

平成三十年人事院勧告の実施に伴い給料表等の改定を行う必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

◎議案第十四号「宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例」

実質公債費比率の悪化を防ぐために宿毛市防災対策加速

化基金の処分方法を「防災対策に要した経費に関連する市債の償還」のみとする必要があるため、本条例の一部を改正しようとするものです。

その他

◎議案第十五号「指定管理者の指定について」

「株式会社すくもグリーン企画」を平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間、「蜷湖ゴルフパーク」の指定管理者として指定しようとするものです。

人事案件

次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

鎌田 明子氏（新任）



請願・陳情

提出された請願・陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件名	議決結果
請願第2号	宿毛市道高砂団地2号線の北伸に関する請願について	採択
陳情第15号	待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出について	趣旨採択

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第2号	平成三十年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第3号	平成三十年度各特別会計（国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、後期高齢者医療）補正予算について	原案可決
第9号	平成三十年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決
第10号	宿毛市庁舎建設審議会条例の一部を改正する条例について	原案可決
第11号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第12号	宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第13号	宿毛市防災対策加速化基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
第14号	宿毛市道高砂団地2号線の北伸に関する請願について	採択
第15号	待機児童解消、保育士の処遇改善、保育の無償化のための必要な措置を求める意見書の提出について	趣旨採択
決議案第1号	川田栄子議員に対する問責決議について	原案可決



一 般 質 問

市政のそこが聞きたい!!

第四回(十二月)定例会の一般質問は、十日、十一日、十二日の三日間に九人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



山上 庄一 議員

道路整備について

問 市道高砂団地二号線の北伸について聞く。

答 この道路は県道宿毛城辺線から新庁舎へのアクセス道と接続することで、高砂方面から新庁舎へ直接アクセスが可能となり津波からの避難道路としても早期に事業着手できるかどうか、その可能性について検討を進めたい。

問 新庁舎へのアクセス道路は、

二方向以上必要と思うが、どのように考えているのか聞く。

答 複数あれば交通の分散や事故等への対応が図りやすくなる。四国横断自動車道のルート案の一つが造成地の北側となっており、今後、これらの事業の状況を見ながら検討したい。

問 狹隘道路拡幅に積極的に取り組むために、市も限定特定行政庁になるべきではないか。

答 四メートル未満の狹隘な二項道路の拡幅は、通常の通行のみならず、火災時の延焼防止及び地震災害時等の避難路の確保など、防災面でも非常に有益なものだと考えている。が、当市が限定特定行政庁の指定を受けるためには、建築

主事を配置する必要があるが現状ではその資格を有する職員がいない。

二項道路の取り扱いとは特定行政庁の高知県に引き続きお願いをしたい。

問 最近、身近な生活道路の舗装が悪化しており年配の方々には歩行の支障にもなっている。来年度予算を見据えて、市長の見解を問う。

答 ここ数年は一定予算をふやしながらか対応してきた。平成二十四年から現在の当初予算を見ると、約倍に上っている。生活道路は道路法上の道路でないため補助事業がなく市の単独費と地元の十五%の負担金で実施する事業で十分な予算措置ができていなかった。生活道路の重要性は十分に承知しており厳しい財政状況だができる限りの予算配分を検討したい。

公共交通の拡充について

問 公共交通として無料の電動カートを市街地に走らせてはどうか。

答 時速二十キロ未満で公道を走る四人乗り以上の電動車両は、環境にも優しいなどの利点があるため、今後、公共交通としての活用や観光客向けの新しいモビリティとしての活用なども期待されている。技術の進歩も着実に進むと考えるので、取り入れることができるかを検討したい。

現庁舎の利用計画について

問 現庁舎の利用計画について聞く。

答 今後、取り壊すかどうかも含めて検討をしている。貸しオフィスや創業支援などの活用ができるかどうか、検討に入れて考えたい。廃校にデザイナーの卵の方々に期間限定で入って貰い支援をしている事例もあり、しっかりと考えていきたい。



原田 秀明 議員

市長の政治姿勢について

問 新庁舎建設の進捗とまちづくりについて問う。

答 九月議会以降の進捗については、全課長補佐で組織する庁舎建設プロジェクト調整会議を立ち上げ、庁舎建設に係る基本構想案の作成を目的に議論をスタートさせた。また、窓口業務の在り方や市民の利便性向上を検討テーマに掲げた係長で組織する宿毛市市民サービス充実手法の検討会においても、コンビニでの証明書発行や収納について議論をスタートさせている。高台造成に係る修正設計は、十月に市内の設計業者と委託契約を締結し、開発申請や交差点協議で必要となる資料の作成を行っているところであり、庁舎の建設については造成工事中に設計を行い、造成工事完了後、平成三十三年度末の完成を目指している。今後のまちづくりについては、庁舎建設位置や近く決定される予定の高速道路のルートなど、まちづくりが大きく影響する計画を加味した、都市計画マスタープランの改定を早急に進めるべく、現在、課長補佐で

検討委員会を立ち上げ、課題等の抽出を始めたところであり、平成三十二年度の完成を目指している。既存市街地の行政サービスの維持については庁舎が移転した後も、市民直結の窓口業務を担保した機能を残すことや、宿毛駅を基点に既存市街地と新庁舎をつなぐ公共交通のネットワーク機能の充実を図ること、によりいまちづくりに努めていきたいと考えている。また、建設予定の宿毛小中学校の敷地の一部に、歴史を感じさせ、観光資源となる空間を創出するため、公園を整備することも計画している。そして、現庁舎については今後取り壊すかどうかも含めて、まちの賑わいにつながる取り組みをさせていただきたいと考えている。

教育行政について

問 児童・生徒の問題通報システムであるいじめ通報アプリストッピットの導入について問う。

答 今年度、高知県におきまして、国の補助事業を活用する中で、SNSを活用した相談体制の構築事業を、全公立

高等学校と特別支援学校高等部を対象として実施している。県の事業は、ラインアプリを活用しており、相談業務については外部委託で行っている。一日に数件の相談があるというおり、内容はいじめの問題よりも、心身の問題や友人関係、恋愛の問題など、学校で相談しにくい内容が多いと聞いている。なお、県の事業も継続中であり、国や県の動向等の情報収集を行いながら検討していきたいと考えている。



野々下 昌文 議員

引きこもり対策について

問 改正生活困窮者自立支援法が施行され、引きこもりが福祉政策の対象として明確に位置づけられた。今後の支援策について問う。

答 引きこもりの方たちの中には、病氣療養が必要であるが、自覚のない人や支援に応じな

い方が多い。この方たちの孤立を防ぎ就労や病氣療養につなげていくためには、粘り強い取り組みが必要であり、こちら側から手をさしのべる取り組みが必要と考えている。

介護問題について

問 公明党百万人訪問調査運動のアンケート結果では、自分が納めている介護保険料の金額を、ほとんどの方が知らない。にもかかわらず、多くの方が自分の保険料は高すぎると、感覚的にとらえている。制度への理解は、介護保険の存続にかかわる。介護保険の周知について所見を問う。

答 四十歳から六十四歳の第二号被保険者の保険料は、加入している医療保険による算定方法を基本としているため、保険料額の通知も各医療保険者によって行われている。保険料も含む介護保険制度の周知は厚生労働省が作成した第二号被保険者向けリーフレットを活用し周知しており、本市では長寿政策課の窓口に設置し周知に活用している。第二号被保険者の方々に介護保険に関心を持っていただける取

り組みも行っていく。

防災・減災対策について

問 空き家倒壊による被害の防止について、今後、本市はどのように取り組むのか所見を問う。

答 空き家等の実態調査の結果を受けて、危険度の高いD、Eランクの空き家の所有者の把握や現地確認を進め、適正管理を促すための文書送付を行っており、特に危険度の高い空き家を中心に、補助制度の説明も含め、適正な管理の依頼をしていく。

問 豪雨時の冠水による側溝水路への転落防止対策について所見を問う。

答 冠水の発生箇所全てに対策を講じることは、対象箇所が多いため難しい状況であるが、地域の意見や実態を勘案し、緊急性が高い箇所については、優先順位を決め対策を検討していく。

問 篠川流域の護岸対策、河床対策の進捗状況、今後の取り組みについて問う。

答 高知県によると、被害を受けた護岸の復旧は、ほとんどの被災箇所です工事を発注もしくはは発注準備中で本格的な復旧に向けて作業を進めている。河川に堆積した土砂等の撤去は、緊急性の高い箇所をすでに実施しており、そのほかの箇所については、二月の補正予算や来年度の中で、優先順位の高いところから順次実施していく予定と聞いている。



松浦 英夫 議員

宿毛フェリーの休止問題について

問 フェリー航路の重要性和休止による、地域経済に及ぼす影響は計りしれない。この影響についてどのような受け止めをしているのか。

答 フェリーの運航休止による影響等の情報は少ない。しかし、運行休止が長期にわたった場合、地域経済への

影響が大きくなることが懸念される。

咸陽島公園の整備計画について

問 宿毛市として、子供たちが安心して遊ぶことができ、今以上に市民が集う公園として整備をする考えはないか。

答 これまで以上に、利用しやすい公園となるよう機能整備も含め、さらなる利活用について検討をしていく。

問 大島桜公園をどのように位置づけているのか。

答 桜の里宿毛の象徴であるとして認識している。引続き多くの方々が利用していただけるよう整備していく。

問 今後どのような対策を講じようと考えているのか。

答 ポスト維新博を契機にして、本市の強みである自然環境を活かし、多くの方に親しまれる桜公園となるよう整備していく。

藻津漁港へのアクセス道の整備について

問 市長として、宿毛市の水産振興にも繋がり、藻津漁港へのアクセス道については優先順位は高いとの認識であるが、現在においてもまったく進展が図られていない。地元の住民は不安に感じている。今でもこのアクセス道は必要であると考えているのかどうか。

答 藻津漁港へのアクセス道については、宿毛市の水産業のさらなる発展のため優先的に整備する必要がある道路であると考えている。

問 建設に向けて財政的に有利な補助事業を検討するとのことだが、その検討内容と今後の見通し建設に向けての取り組みについての市長の決意を問う。

答 財源的には社会資本整備総合交付金事業を活用したい。平成三十一年度より道路実施設計を行うべく予算を要望している。詳細なスケジュールは実施設計を行なった後に、市の財政状況等を勘案し詳細な計画を立てていきたい。

問 藻津地区は南海トラフ大地震の発生の際、津波の浸水深は十一メートルを超えると予想されている。住民の命を守るための対策を講じておかなければならない。このアクセス道の早期建設は、宿毛市の水産振興と併せて住民の命を守るという防災対策にも繋がり、一石二鳥ではないかと考えるが、早期実現に向けての再度市長の所見を伺う。

答 防災上の喫緊の課題とは捉えていないが、新たに整備されれば当該道路を避難道として活用できる。いずれにせよ可能な限り早い整備に取組んでいきたい。



山本 英 議員

補助金制度について

問 補助金制度は、市町村を振興する制度であるが、活用する国、県、市の補助金の件数と市民への周知について問う。

答 平成三十年度では、国庫補助金は二十三件、県は百三件、市は七十二件で、市民に直接関係する補助制度は、それらの内三十七件である。周知については、広報、HP、地区回覧のほか、市政懇談会での広報にも努める。

新法三件について

問 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されたが、大島桜公園への管理道路の設置も可能になるのではないかと。また、現在停滞している沖の島の周回道路の進捗に活用できないか。どうすれば問題が解決できるか。

答 本法では非常に困難であるが、桜公園は市が所有する土地の範囲でサイクリングロードとして整備することを検討している。また沖の島の周回道路は宿毛市、沖の島にとつては必要な道であり、実現に向け取り組む。

問 水道法が改正され資金確保の観点から民活の道が開かれたが、水は食料安全保障の要である。民活、とりわけ外国企業に委託することには問

題が残る。宿毛市の水道財政は大丈夫か。

答 現状の財政運営は健全であるが、今後の人口減少、管路更新を見定め昨年度策定した宿毛市水道事業経営戦略を踏まえ、効率的に取り組む。

問 入管難民法への対応について、宿毛に居住する外国人の実態を把握するとともに、中国の国防動員法のように、国外にいる者までも対象になる法律がある。それらも視野に入れておくべきではないか。

答 そういったものも注視し、アンテナを張っておく。

海底資源関連の企業誘致について

問 誘致の可能性無きにしも非ずで、関係機関を訪問すべきである。JAPICのネット情報では熱水鉱床については三十一年度から実証作業に入る予定であったが、先般担当理事に電話確認したところ、精錬技術が未解決であり、大分遅れそうな情報であった。まだ誘致に乗り出す余地はある。活動すべきではないか。

答 現時点では具体的な誘致活動に至っていないが、本市も関係各所からの情報収集に努める。

自衛隊誘致について

問 自民党の防衛大綱への提言には、南西方面に島しょ奪還作戦にあたる部隊の統合司令部の設置が記されている。これらを踏まえどのような体制で取り組むのか。

答 現在は、市議会、商工会議所と一体になって要望活動をしているが、国の動向やタミニングを見定め、市民の意見も聴きながら、組織の設立も検討する。



川村 三千代 議員

風疹対策について

問 重篤化することはまれであるが、首都圏で大流行して

おり、何より妊娠初期の胎児に難聴、心疾患等悪影響を及ぼす風疹について、予防接種の現状と今後の対策について問う。

答 予防接種については、平成二年四月二日以降に生まれた人は二回、公費でワクチンを受ける機会があったが、昭和三十七年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた女性及び昭和五十四年四月二日から平成二年四月一日までに生まれた男性は受けていて一回。そして昭和五十四年四月一日以前に生まれた男性は一回も接種機会がなかった。現在は、麻疹・風疹混合ワクチンとして、一回、そして就学前の二回の接種となっている。今後も国・県の動向に留意し、啓発、接種勧奨を行っていく。

窓口業務の安全対策について

問 県内外で役所の窓口において暴力や危険行為の事例があるが、本市の実状と対策について問う。

答 本市でも腕をつかまれる、

水を浴びせられる、殴られる等の事例があったが、ここ数年では職員に危害が加えられるような報告はない。研修等に参加し、職員のクレーム対応力の向上に努めることをはじめ、新庁舎建設議論の中では防犯カメラの設置、防犯器具の常設についても検討していきたい。

観光振興について

問 近隣市町村との連携企画、観光資源の掘り起しについて問う。

答 現在、幡多六市町村と四十町などが共同で行うサイクリングイベント、土佐清水市、大月町との釣りイベントを実施している。また、イベント、産業祭等に近隣市町村の事業者が出店し合うことで経験やつながりを深め、コラボ企画への積極的取り組みを行っている。今後も歴史観光の磨き上げを継続しながら、自然を活かした自然体験型観光を推進しキャンペーンを展開していく。

問 沖の島出身の荒木初子さんにスポットを当てアピール

してはどうか。

答 荒木初子さんに関する取り組みは、宿毛市として検討する。

性教育について

問 本市における性教育の現状について問う。

答 小学校においては四年生以上に対し、大人の体に近づく現象、思春期の心の動きなど体の発達、発育への理解を学習している。中学校においては心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるものから、エイズ及び性感染症等の疾病概念や、感染経路、予防方法など幅広い範囲の学習に努めている。性教育は性の健康を守り、子供達が将来豊かな人生を送るために大切な教育と考え行っている。



山戸 寛 議員

宿毛小中学校建設 PFI事業について

問 事業の進捗状況と今後のスケジュールについて問う。

答 平成三十年十月九日に特定事業の選定、募集要項及び要求水準書を公表しPFI事業について公募を開始した。今後は、今議会での債務負担行為の予算可決の後、一月十八日に企画提案書を締め切り、二月初旬に優先交渉権者を決定し、三月議会で承認を得て事業契約を締結する。

問 非常に速いテンポのスケジュールとなっているが、その実施体制について問う。

答 企画提案書の審査は今年度アドバイザリー契約を締結しているコンサル業者とともにに行い、その後有識者に専門的な知見からの内容評価をしていただく。さらに市が選定する選定委員会と有識者が同席し、事業者のプレゼンテーションを受け、採点の上で一番高い評価を受けた業者を優先交渉権者に選定する流れとなっている。

問 三十一年三月議会では私たち議員一人一人がこの事業に対する判断を下さなくてはならないが、事業内容の肝腎な部分については不明のままとなっている。どの時点で、どの程度まで公開・説明いただけるのか。

答 事業費の算定内容については、この場での公表はできないが、事業者の選定経過及び事業内容については来年二月の優先交渉権者決定後、仮契約内容等については来年三月議会で説明できると考えている。

問 今議会提案の債務負担行為について、小中学校整備事業で平成三十一年度から平成六十年間までの三十年間で三十九億八千七百五十万円が計上されているが、この額は三十年間の純事業費総額の上限値ということになるのか。

答 設計費、建設費、維持管理費を合わせた事業費の総額で、公表しているサービス予定対価から八%の消費税を除いた額である。

問 この部分に関しては、これからの三十年間では一切増

加することはないと判断してよいのか。

答 天災や大規模修繕の場合には新たな費用が発生するが、通常の事業実施であれば新たな債務負担行為は必要ないと想定している。

臨時・非常勤職員の 処遇改善について

問 九月議会で私が指摘した、宿毛市の臨時職員のボーナスが、四万十市・土佐清水市と比べて十八日分少ないという問題。どのように見直しの検討がなされたのか。

答 議員からの指摘を受けてこれまで日額への経験年数の反映など、一定、改善を図って来た。平成三十一年度の見直しについて、現在前向きに検討中であり、その結果は来年の予算に反映させていきたいと考えている。



川田 栄子 議員

庁舎移転問題のもたらした課題について

問 庁舎建設審議会を三十年六月十一日に立ち上げ、四回目の八月二十三日に答申、八月三十日に住民説明会、この間に八つの会場で住民意見交換会と足早に駆け抜けた。具体的に動き出したのは六月からで拙速すぎると思われる所以である。建て替えを決められた時期を問う。

答 私が公に庁舎建設のことを表明したのは平成二十九年度の行政方針である。その思いを一段と強くしたのは二十年四月の熊本地震のときである。

防災対策について

問 還住敷市道の復旧の進捗状況について問う。

答 十二月末までに国の災害査定を受けているところであり三十一年三月末を目標に仮橋を設置予定。深瀬橋の本復旧は三十一年から三十二年の二カ年を要する見込みである。

問 防災無線について市民は聞こえづらいとある。重要な情報を与える目的が果たせていない。対応を問う。

答 宿毛市防災アプリを開発し、スマートフォンや携帯電話へ文字情報で伝達する仕組みを構築した。登録者数の増加に努め、有効な伝達手段も検討してまいりたい。

花の文化とまちづくりにについて

問 にぎわいのある花の文化宿毛を目指したら、もっと明るい街になる。市民の意見を引き立たせ、理解と協力をお願いすることも重要ではないかと考える。さまざまなモデル支援事業など利用しながら花の文化でまちづくりにについて問う。

答 花を植えて環境問題にも興味をもって頂けると思う。

また、きれいな街と印象付けられるもの考える。広げていきたいと思うが住民と一体となった取り組みでないと続かないと考える。そういった理解と協力を得るためにもお花おもてなし事業を進めたいと考えており啓発をしていきたい。

奥谷画伯の絵画の活用について

問 宿毛市が所有する奥谷画伯の二十五点の絵画について、どのように管理をし、鑑賞していただくとしているのかを問う。

答 文教センター一階の展示ケースに三点展示している。絵画の保全に十分配慮し、引き続き適宜、展示に努める。さらに、中央公民館のホームページに、現在、展示している作品をお知らせするコーナーを設けるなど広く周知を図ってまいりたい。



寺田 公一 議員

危険空き家の管理責任について

問 相続者が未定の空き家について、相続放棄はしても、管理責任は最後に相続放棄をした者に残ると環境課からいわれた。危険空き家の管理責任に対する宿毛市としての考えを問う。

答 民法第九四〇条第一項では、「相続を放棄したものは、その放棄によって相続人となったものが相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるものと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない」とされており、現在判例がない中で、法律見解をもとに、空き家等対策の推進に関する特別措置法第三条における所有者または管理者と考えられる方々に対して、情報提供や依頼、助言を行っている状況だ。これまで、文書等をいき

なり送ったりしていたが、相手の方が驚いたり理解ができないことがあるので、訪問による直接説明や、依頼を行う機会を増やすよう努めている。今後も、様々な状況の空き家事例が発生することと考えられ、判例や国の動向に注視しながら、すべての案件に慎重に判断していく。

旧町名の利用について

問 現在でも、旧町名を使っただけがわかりやすい人が多い。林邸を中心としたまちづくりをする場合、旧町名を使ったまちづくりを考えたらどうかを問う。

答 既存市街地で長年はくまれてきた歴史や文化を継承していくためには、日常利用する地域の方が親しみや愛着を持てることが非常に重要と考えている。愛着を感じる一つの方法として旧地名の利用は、大変効果があると思うっており、既存市街地をはじめ、市民の意見を聞きながら検討していきたい。



ふれあいの居場所づくりについて

問 宿毛市の高齢化率は現在、三十六・五％、七年后には、四十％を超えるという推計されている。市内どの地域でも安心して住み続けられる環境づくりを進めるために、あったかふれあいセンターや集落活動センターなどをセットにした、宿毛版のモデルケースを進めてはどうかを問う。

答 第六期介護保険事業計画では、団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年の将来像を見据えて、高齢者一人一人が、サービスの単なる受け手ではなく、市民全員が介護や支援に主体的に取り組む、全員参加型の地域包括ケアシステムの構築を目指している。

ふれあいの居場所づくりの方策については、これまで取り組んできた活動を検証し、地域の実情に応じた宿毛らしい地域づくりに取り組んでいく。

決議

議員より提出された次の決議案を全会一致（本人除斥）で

原案のとおり可決しました。

◎決議案第一号 川田栄子議員に対する問責決議

川田議員は、初当選以来、議会ルールを理解しない発言により、議長による注意・忠告をはじめ、幾度となく議事の進行に支障をきたしており、本会議における発言取り消しを繰り返してきた。

また、平成三十年第三回定例会最終日で行った討論においては、岡村眞高知大学名誉教授の発言や、小深浦の地質調査を行った株式会社地研の意見をしっかりとした検証もせずに引用したとして、今後の発言には、十分注意をしていくよう指摘をされ、今議会初日の議員協議会において謝罪をした。

にもかかわらず、今議会の一般質問においても、同様の発言を繰り返し、議事の進行を妨げ、議員並びに議会を侮辱していると思えない発言が多く見受けられる。

これらのことは、宿毛市議会の品位を著しく傷つけ秩序を乱す行為であり、これ以上看過することはできない。

よって、川田議員に対し、猛省を促すとともに、議員としての発言の重さを自覚するよう強く求めるものである。以上、決議する。

各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田	川村	原田	山岡	山本	高倉	山上	山戸	岡崎	野々下	松浦	寺田	宮本	濱田
議決結果	栄子	三千代	秀明	力	英	真弓	庄一	寛	利久	昌文	英夫	公一	有	陸紀
案件														
議案第13号	可決	×	○	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○

【○：案件に賛成 ×：案件に反対】

議会報告会(意見交換・懇談会)を開催しました。

平成30年度の議会報告会は、11月12日に小筑紫基幹集落センター(参加者5名)、和田集会所(参加者18名)、13日に橋上中学校体育館(参加者10名)、宿毛文教センター(参加者12名)、14日に福祉センター(参加者11名)、山奈小学校体育館(参加者7名)、15日に東部農村環境改善センター(参加者6名)、沖の島開発総合センター(参加者7名)にて意見交換を中心にして開催しました。

7月豪雨の災害復旧、防災対策、防災無線、庁舎高台移転、自衛隊誘致、コミュニティバス、道路整備、水路管理、林業振興、河川改修、宿毛フェリーの運航停止、離島振興策、公園整備、給食センターの老朽化など、様々な声を聞かせていただきました。皆様からのご意見やご提言は議員一同今後の議会活動に生かしていく所存でありますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

●議会用語Q & A

Q 除斥とは。

A 議会における審議の公正を期するために、審議事件と一定の利害関係を有する議員は、当該事件の審議に参加することができないとする制度のことをいう。地方自治法第117条に定められている。

★会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。
詳しくは「会議録」をご覧ください。
十二月定例会の会議録は三月上旬にできる予定です。
市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。
議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。
なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

〈編集後記〉

寒中御見舞い申し上げます。
新たな元号を迎えようと歩み始めた本年が、市民の皆様にとりまして、実りある幸多き年となりますようお祈り致します。

今年は、本市にとりまして任期満了となるものだけで、五つの選挙を控える年となります。

賛同、激励、反論、批判、様々な思いを市政・県政・国政それぞれの場に訴えることのできる機会です。

おひとり、おひとりの思いをしっかりと受け止め、覚悟を持って亥年のとおり力強く進む年となりますよう宿毛市議会もこれまで以上に精励してまいります。

本年もよろしくお願い申し上げます。

〈編集委員〉

○川村 三千代
○山本 英
○山戸 寛
○野々下 昌文
○松浦 英夫